

クーリング・オフについて

お客様は、不動産特定共同事業法第26条第1項（クーリング・オフ制度）の規定に基づき、お客様が匿名組合契約に係る申込みをした後から、お客様が不動産特定共同事業法第25条の規定により当社から提供される契約成立時交付書面にかかる事項をお使いの電子機器において閲覧に供された日から起算して8日間が経過するまでの間は、以下に定める手続きにより、当該申込みを撤回し、又は当該申込みに係る匿名組合契約の解除を行うことができます。この場合において、既に支払われた出資金は、お客様の預託金口座に速やかに返還します。

【クーリング・オフの手続き方法】

1. 本書別紙の「クーリング・オフ届出書」に必要事項を記載してください。
2. 以下に記載のある、当社の住所宛に郵送する方法により、当社宛にご送付ください。電話等による口頭での通知は認められません。

【送付先】

〒102-0073

東京都千代田区九段北四丁目1番3号

飛栄九段北ビル2階

株式会社アセット・ワン

インベストメントプロモーショングループ 宛

当社による受領及び記載内容の確認後、「クーリング・オフ確認書」がお客様の会員登録時に登録したメールアドレス宛に送付されますので、大切に保管してください。

【注意事項】

1. クーリング・オフ届出書の記載事項に不備がある場合には、当社から電話又はメールの方法により、内容の確認を行う場合があります。当該確認に対するご協力をいただけない場合、クーリング・オフ届出書に基づくクーリング・オフを受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。
2. クーリング・オフ届出書を送付後、10営業日が経過しても当社から「クーリング・オフ確認書」が届かない場合は、お問い合わせフォームからご連絡ください。
3. クーリング・オフ届出書により、一度申し込みを撤回し、又は契約を解除した場合には、

対象となる案件が募集期間中である場合には、再度のお申込みができる場合がありますが、それ以外の場合は、原則として当該案件に対する再度のお申込み及び契約の締結を行うことができませんので、ご注意ください。

4. その他、クーリング・オフ制度又はクーリング・オフ届出書に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2024年3月1日

中途解約について

1. 中途解約の実施

中途解約は原則できません。

中途解約ができる場合は、例えば、営業者が業務を遂行しない場合や金銭の分配義務を懈怠した場合等が存在する場合でない限り、原則、本契約を解除することはできません。

2. その他中途解約に関するお問い合わせ方法

その他、中途解約に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームからご連絡ください。

制定日 2024年3月1日

クーリングオフ届出書

株式会社アセット・ワン御中

次の契約を、特定商取引に関する法律等に基づき、全て解除致しますので通知致します。

契約年月日： 年 月 日

ファンド名：

送付先：東京都千代田区九段北四丁目1番3号 飛栄九段北ビル2階

【添付資料】

1. 身分証明書（写し）

以上

年 月 日

ご住所

お名前